



入居募集



●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	新日の出	1LDK	平成 28 年	1	16,600 円 ~ 38,100 円	可
	緑町	2LDK	平成 20 年	1	16,600 円 ~ 38,100 円	不可
継続	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,100 円 ~ 41,500 円	可
	旭日	3LDK	平成 5 ~ 7・9 ~ 11 年	9	21,000 円 ~ 53,600 円	不可
	宮下	3LDK	昭和 59 年	2	13,400 円 ~ 27,100 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 61 ~ 63 年	6	16,000 円 ~ 40,500 円	不可
	魚田	3LDK	昭和 55 年	1	11,100 円 ~ 22,500 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	1	7,800 円 ~ 17,500 円	可

円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

●町有住宅
・町有住宅は入居の要件が異なりますので、管財係まで問い合わせ願います。
●サンライズビレッジ
・満35歳未満の独身勤労者であること
●申込方法
・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
・令和4年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課

●日の出仲町町有住宅

新規	間取り	建築年度
	3LDK	昭和 61 年
戸数	家賃	単身
	40,000 円	可

●サンライズビレッジ

継続	間取り	建築年度
	1LDK	平成 5・6 年
戸数	家賃	単身
	30,000 円	専用

税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。
・町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーのわかるものを持参してください。

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
※最新の住宅情報は、ホームページで公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<https://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

●応募締切
※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

●新規 9月15日(木)
●継続 随時受付
※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
●国税庁管理課税係

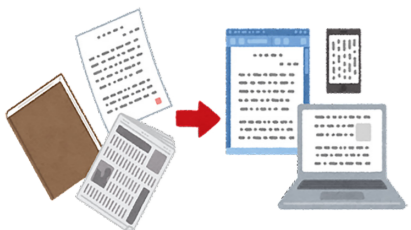


青色決算書および收支内訳書のうち、直近3年分(令和2年分以降)が対象になります。
※代理人や相続人の人はご利用できません。

② e・TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。
※閲覧申請データの送信およびe・Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
※申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。

※PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
●国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/e-tax/e-tax-homepage>

●国税庁ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp/>
●国税別務課
☎ 23・2191



税金

年末調整手続きの電子化について

●年末調整手続きの電子化とは
これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面(ハガキ)で受け取り、それをもとに手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成ソフトウェア(通称「年調ソフト」)にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメールなどで勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」をご覧ください。

電子化のメリット

- ・保険料控除などの控除額の検算が不要
- ・控除証明書などのチェック業務が削減(従業員が控除証明等データを利用した場合)
- ・従業員からの問い合わせが減少

●年末調整関係書類の保管コストが削減
●従業員が保険会社などから取得する控除証明等データについては、保険会社などのウェブサイトから入手するほか、マイナンバーを通じて一括取得することができます(マイナンバー連携)。詳しくは国税庁ホームページの「マイナンバー連携特設ページ」をご覧ください。

従業員のメリット

- ・年末調整関係書類の保管コストが削減
- ・控除額などの記入、手計算が不要
- ・控除証明等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ・勤務先からの問い合わせが減少

国税庁が提供する「年調ソフト」とは

国税庁では、控除証明書の電子データの取込みから控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。※現在お使いの給与計算ソフトなどへの取込機能については、お使いのソフト開発業者様にご確認ください。

マイナンバー連携について

従業員が保険会社などから取得する控除証明等データについては、保険会社などのウェブサイトから入手するほか、マイナンバーを通じて一括取得することができます(マイナンバー連携)。詳しくは国税庁ホームページの「マイナンバー連携特設ページ」をご覧ください。

国税庁ホームページ

●「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」
<https://www.nta.go.jp>
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nematsus/nencho.htm>
●「マイナンバー連携特設ページ」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/>

e・Taxを利用した申告書等情報取得サービスについて

所得税申告書などを紙で申告した人も、e・TaxでPDFファイルを取得できます。

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、e・Taxホームページをご覧ください。所得申告書などをe・Taxで提出している人は、パソコンからe・Tax(Web版)にマイナンバーカードなどでログインすることによって、メッセージボックスの受信通知から申告書などのPDFファイルをダウンロードすることが可能です。そのため、こちらもご利用ください。

メリット

- ・お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます。
- ・紙で申告した人もPDFファイルで取得できます。
- ・取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です。
- ・手数料はかかりません。

申告書の閲覧申請の手順

- ①パソコンまたはスマートフォンでe・Taxにログインし、閲覧申請のデータを作成、送信します。
- ※書面またはe・Taxにより提出した所得税確定(修正)申告書、